

☆ 5月は『自転車月間』です ☆

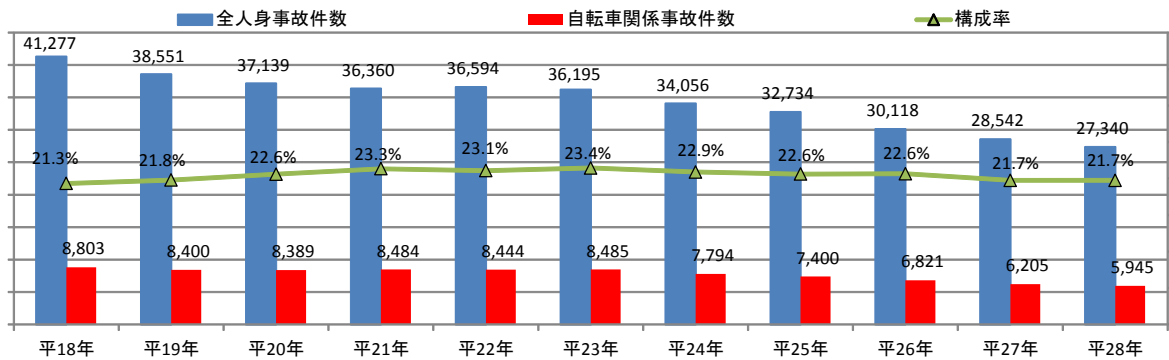
自転車月間とは、昭和56年5月に「自転車の安全利用の促進及び自転車駐車場の整備に関する法律」が施行されたことを記念して設定されたもので、日本自転車普及協会や全日本交通安全協会等の公益法人が中心となり、内閣府や警察庁等が後援し、毎年5月に自転車の安全利用に関する様々な行事を行います。

兵庫県警察では、同月間中の重点推進項目として

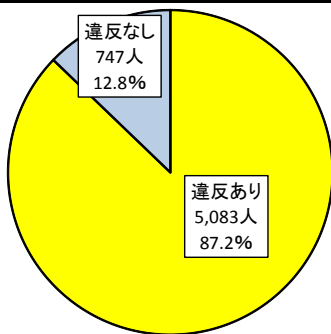
- あらゆる機会と各種広報媒体を活用した交通ルールの周知徹底
- 全ての年齢層に対する自転車安全教育の推進
- 街頭における指導啓発及び指導取締り活動の強化
- 自転車の賠償責任保険等の加入促進と被害軽減対策の推進

の4つを掲げ、悲惨な交通事故を1件でも減少させるべく、各種活動に取り組んでいます。

兵庫県下の自転車の交通事故の推移



平成28年中の自転車乗用中の死傷者数 (事故時における交通違反有無別)



**自転車に関する交通事故は減少傾向にあるものの、
全人身事故の2割以上を占めている!!
ルール違反が約9割を占めている!!**



自転車安全利用五則

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者が優先で、車道寄りを徐行
- 4 安全ルールを守る
 - 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - 夜間はライトを点灯
 - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- 5 子供はヘルメットを着用

交通ルールをしっかりと守れば、ほとんどの交通事故は防げます!!



兵庫県警察